

柳井市建設工事に係る予定価格の事後公表試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、柳井市が発注する建設工事の一部において、予定価格の事後公表（入札実施後の公表）を試行するに当たり、事務手続等について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 予定価格の事後公表を試行する建設工事は、市の発注する設計金額が1,000万円を超える建設工事（以下「工事」という。）とする。ただし、工事の内容からこの入札方式が適当でないと判断される工事は除くものとする。

(公表の方法)

第3条 予定価格は、入札による落札者の決定後、速やかに入札結果及び経過を工事監理室で閲覧に供することにより公表する。

(入札の方法等)

第4条 予定価格事後公表対象工事の入札回数は、3回までとする。

2 初度入札において、予定価格の入札書比較価格以下の有効な入札がないときは、引き続き再度入札を行うものとする。

3 再度入札は、当該入札の前の入札参加者に限り参加することができる。ただし、無効入札とされた者及び低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用した場合で、落札者となれないとされた者は、再度入札に参加することができない。

4 第3回の入札を終わり、開札の結果、落札者がなかった場合は、当該工事の入札は原則として打ち切るものとする。

(工事費内訳書の取扱い)

第5条 工事費内訳書は、初度入札時に提出させることとする。ただし、再度入札で柳井市低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格を下回る入札をした者については、調査時に工事費内訳書の提出を求めることとする。

(随意契約への移行)

第6条 第4条第4項の規定にかかわらず、最低価格と予定価格との差が少額の場合で、かつ、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、最低価格の入札者と順次示談により随意契約を締結することができるものとする。

(1) 再入札を行ってもなお落札者を得ることが困難と認められるとき。

(2) 当該工事の設計内容、工期等に特別の事情があると認められるとき。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降公告又は指名通知するものから適用する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行し、同日以降公告又は指名通知するものから適用する。